



鶴田町告示第34号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和5年8月1日

鶴田町長 相川正光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階  
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付させるふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和5年8月1日から契約期間満了の日まで



鶴田町告示第35号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和5年8月1日

鶴田町長 相川正光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
東京都千代田区紀尾井町1-3  
PayPay株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付させるふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和5年8月1日から契約期間満了の日まで